

届け出が義務付けられています

HP 2230

伐採及び伐採後の造林の届出制度

自分の山林であっても伐採する際には面積や本数に関わらず、『伐採前』『伐採後』『造林後』とその都度、町へ届出することが森林法で義務付けられています。

届出の対象となる森林

北海道が作成する地域森林計画の対象民有林
※登記上「山林」ではない場合でも対象区域となっていることがあります。

届出者

「森林所有者」と「実際に伐採を行う者」の連名で提出

森林以外の用途転用

森林以外への転用を目的とした1ヘクタール未満の伐採も届出が必要です(火山灰採取、伐株の除去など)。
なお、太陽光発電設備設置を目的とした0.5ヘクタールを超える伐採の場合は、伐採前に北海道の「林地開発許可」が必要となりますので、オホーツク総合振興局林務課森林保全係へお問い合わせください(☎0152-41-0651)。

届出の種類と時期

伐採前

提出書類 『伐採及び伐採後の造林の届出書』とその添付書類

届出時期 伐採開始の90日～30日前まで

伐採完了後

提出書類 『伐採に係る森林の状況報告書』

届出時期 伐採が完了した日から30日以内

造林完了後

提出書類 『伐採後の造林に係る森林の状況報告書』

届出時期 植林等が完了した日から30日以内

詳しくは町HPをご覧ください。



問 農林政策課 森林農地整備G ☎ 77-6547

森林を取得したときは届出が必要です

HP 11788

森林の土地の所有者届出制度

届出が必要な場合

森林^{*}の土地を新たに取得した場合に、事後の届出として森林の土地の所有者届出が必要です。面積の基準はありませんので、面積が小さくても届出の対象となります。

^{*} 都道府県が策定する地域森林計画の対象となっている森林です。登記上の地目によらず、取得した土地が森林の状態となっている場合には、届出の対象となる可能性が高いのでご注意ください。



詳しくは町HPをご覧ください。

無届けや虚偽の届け出をしたときは、10万円以下の過料が科されることがあります。

問 農林政策課 森林農地整備G ☎ 77-6547

届出書類

- 届出書(役場森林農地整備Gで配布、または町HPからダウンロード)
- その森林の土地の位置を示す図面(任意の図面に大まかな位置を記入)
- 土地を取得したことが分かる書類
例)登記事項証明書(写し可)、土地売買契約書など

届出方法

所有者となった日から90日以内に届出を行います。相続の場合は、財産分割協議が完了していない場合でも、法定相続人の共有物として90日以内に届出をする必要があります。

道営住宅入居者募集

HP 1165

今回募集する道営住宅 入居可能日:6月下旬

	団地	間取り	(㎡)	階
一般世帯向け	鳥里団地 1号棟	3LDK	78.00	2階
	鳥里団地 1号棟	3LDK	78.00	3階
	鳥里団地 4号棟	3LDK	78.70	3階
単身向け	鳥里団地 1号棟	3LDK	74.90	3階
	鳥里団地 2号棟	3LDK	74.90	3階
高齢者シルバーハウジング	新町団地	2LDK	58.50	1階

申込の受付期間・場所

受付期間 4月12日(日)~14日(火)
(10時~16時 ※最終日のみ19時まで)

受付場所 町民会館 2階地域活動室

申込条件

- 住宅に困窮している方
 - 同居または同居予定の親族(婚約者含む)のある方
 - 年間総収入額が収入基準以下の世帯
 - 道営住宅の家賃・駐車場使用料などの滞納のない方
- ※この他の要件は、藤原工産HPをご確認ください。

提出書類

- 北海道営住宅入居申込書(藤原工産HPからダウンロードできます)
 - 収入を証明できるもの(最新の源泉徴収票、所定様式の給与証明書、年金振込通知書など)
 - 世帯を確認できるもの
- ※印鑑をご持参ください。

抽選日時 4月21日(火)10:00~

抽選場所 町民会館 1階会議室1



藤原工産HP

問 道営住宅指定管理 有限会社 藤原工産 ☎ 0152-45-3161

新商品や既存商品のブラッシュアップを支援

HP 9796

食品アップリフト アドバイザー事業

町内の食にまつわる事業を営む方を対象に、洋食料理人の全国組織である「全日本司厨士協会北海道地方本部」が新商品や既存商品のブラッシュアップをお手伝いします。

対 町内で食にまつわる事業を営む方
(飲食業、菓子業、食品製造・販売業など)

支援内容

全日本司厨士協会北海道地方本部が申請者の希望する支援内容を確認のうえ「支援計画」を策定し、年間を通じてアドバイスをを行います(事業者の費用負担はありません)。

応募方法

申請書に必要な事項を記入のうえ、5月13日(水)17:30までに商工観光Gへ提出してください。
※申請書は窓口または町HPで取得できます。

募集件数

2事業者程度
※募集期間終了後、審査会を開催し支援事業者を決定します。



町HP

問 商工観光課 商工観光G(2階窓口12番) ☎ 77-6548

北見工業大学との共同研究開発を支援します

HP 11079

共同研究開発事業補助金

北見工業大学と共同で新製品・技術・サービスの開発、生産性の向上等に取り組む町内事業者に対して、開発等にかかる経費を支援します。

補助金額 大学に支払う研究開発費の2/3
(最大80万円)

応募方法

共同開発に関して北見工業大学に事前相談のうえ、4月30日(木)17:30までに政策統計Gへ必要書類を提出してください(メール提出可)。

☑ seisakug@town.bihoro.hokkaido.jp
※必要書類は窓口または町HPからダウンロードできます。

※詳細は町HPをご覧ください。政策統計Gへお問い合わせください。

共同開発事業の事前相談

問 北見工業大学研究協力課地域連携係
☎ 0157-26-9151

☑ kenkyu04@desk.kitami-it.ac.jp

募集件数 2事業者程度
※募集期間終了後、審査会を開催し補助対象事業者を決定します。



町HP

問 政策推進課 政策統計G(2階窓口16番) ☎ 77-6529